



稲城市告示第78号

令和3年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和3年6月3日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和3年6月10日

2 場所 稲城市議会議場

令和３年第２回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

第３０号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例

第３１号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例

第３２号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

第３３号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

第３４号議案 令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第５号）

第３５号議案 令和３年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

<そ の 他>

第３６号議案 町区域等の新設及び変更について

<報 告>

第 １号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和２年度東京都稲城市一般会計予算）

第 ２号報告 事故繰越し繰越計算書について（令和２年度東京都稲城市一般会計予算）

第 ３号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和２年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）

第 ４号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について

第 ５号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第30号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第6条中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

付則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに付則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

- (2) 付則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に1項を加える改正規定及び付則第3条の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の稲城市市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 3 新条例第24条第2項、第36条の3の3第1項及び付則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第30号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第24条、第36条の３の３及び付則第５条 所得税法（昭和40年法律第33号）の改正により、控除対象扶養親族（扶養親族のうち16歳以上の者）から国外に居住する30歳以上70歳未満の扶養親族の一部が除外されることを受け、個人市民税の非課税限度額を算定する際の扶養親族の定義を整理します。（令和６年１月１日施行） ○ 第34条の７（寄附金税額控除） 特定公益増進法人等に対する寄附金について、出資に関する業務に充てられることが明らかである場合は、寄附金税額控除の対象外とします。（令和４年１月１日施行） ○ 付則第６条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 特定一般用医薬品等の購入費が年間で12,000円を超えた場合における個人市民税の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期間を５年間延長し、令和９年度までとします。（令和４年１月１日施行） ○ 付則第10条の２（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 雨水貯留浸透施設整備計画に基づいて設置された雨水貯留浸透施設について、課税標準の特例措置が新たに創設され、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象に追加されることに伴い、固定資産税の課税標準の特例を次のとおり設定します。（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第31号）の施行の日施行） (1) 特例適用資産			

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の規定により東京都の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設（貯留槽、浸透ます、透水性舗装等）であって、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得されたもの

(2) 特例適用期間

特例適用資産を取得した翌年の1月1日を賦課期日とする年度から恒久適用

(3) 特例割合 1/3

【経過措置】

付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 …… (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの ア …… (略) イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 …… (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの ア …… (略) イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ ……（略）

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 ……（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ ……（略）

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 ……（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない

い。 (1)～(3) …… (略) 2～5 …… (略) 付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 …… (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から <u>令和9年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 …… (略) 2～14 …… (略) <u>15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>16・17</u> …… (略)	い。 (1)～(3) …… (略) 2～5 …… (略) 付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 …… (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から <u>平成34年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 …… (略) 2～14 …… (略) <u>15・16</u> …… (略)
---	--

第31号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表36の項を削る。

付 則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第31号	担 当 課	市民部市民課
件 名	稲城市手数料条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 別表（第2条関係） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの発行に係る手数料の額を地方公共団体情報システム機構が定めることとなることに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除します。 【施行期日】 この条例は、令和3年9月1日から施行します。			

稲城市手数料条例の新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
1～34 ……（略）		1～34 ……（略）	
35 ……（略）	……（略）	35 ……（略）	……（略）
		<u>36 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>

第32号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

城山公園テニスコートの砂入り人工芝コートへの改修及びふれんど平尾体育館への空調設備の設置に伴い、これらの使用料を規定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3のうち4 テニスコートの表城山公園テニスコートの部中「ハードコート」を「砂入り人工芝コート」に、「1,100円」を「1,580円」に改める。

別表第3のうち7 ふれんど平尾の表ふれんど平尾体育館の部に次のように加える。

空調設備	1 時間	500円
------	------	------

別表第3のうち7 ふれんど平尾の表備考第1号を次のように改める。

- 1 空調設備の使用料は空調設備を使用する場合に限り、夜間照明の使用料は夜間照明を使用する場合に限り加算する。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第32号	担 当 課	産業文化スポーツ部スポーツ推進課
件 名	稲城市体育施設条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、城山公園テニスコートの砂入り人工芝コートへの改修及びふれんど平尾体育館への空調設備の設置に伴い、これらの使用料を規定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 別表第3（第9条関係） 城山公園テニスコートの砂入り人工芝コートの使用料の額を1面2時間につき1,580円、ふれんど平尾体育館の空調設備の使用料の額を1時間につき500円と規定するほか、文言を整理します。 【施行期日】 この条例は、令和3年9月1日から施行します。			

稲城市体育施設条例の新旧対照表

新	旧																																						
別表第3（第9条関係） 1～3 ……（略） 4 テニスコート	別表第3（第9条関係） 1～3 ……（略） 4 テニスコート																																						
<table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>単位時間等</th><th>使用料</th></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">城山公園テニスコート</td><td><u>砂入り人工芝コート</u></td><td>1面2時間</td><td><u>1,580円</u></td></tr><tr><td colspan="3">……（略）</td></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr></table>	名称	種類	単位時間等	使用料	……（略）				城山公園テニスコート	<u>砂入り人工芝コート</u>	1面2時間	<u>1,580円</u>	……（略）			……（略）				<table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>単位時間等</th><th>使用料</th></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">城山公園テニスコート</td><td><u>ハードコート</u></td><td>1面2時間</td><td><u>1,100円</u></td></tr><tr><td colspan="3">……（略）</td></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr></table>	名称	種類	単位時間等	使用料	……（略）				城山公園テニスコート	<u>ハードコート</u>	1面2時間	<u>1,100円</u>	……（略）			……（略）			
名称	種類	単位時間等	使用料																																				
……（略）																																							
城山公園テニスコート	<u>砂入り人工芝コート</u>	1面2時間	<u>1,580円</u>																																				
	……（略）																																						
……（略）																																							
名称	種類	単位時間等	使用料																																				
……（略）																																							
城山公園テニスコート	<u>ハードコート</u>	1面2時間	<u>1,100円</u>																																				
	……（略）																																						
……（略）																																							
備考 1～3 ……（略） 5・6 ……（略） 7 ふれんど平尾	備考 1～3 ……（略） 5・6 ……（略） 7 ふれんど平尾																																						
<table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>単位時間等</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">ふれんど平尾体育館</td><td>体育館</td><td>貸切 1時間</td><td>510円</td></tr><tr><td><u>空調設備</u></td><td><u>1時間</u></td><td><u>500円</u></td></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr></table>	名称	種類	単位時間等	使用料	ふれんど平尾体育館	体育館	貸切 1時間	510円	<u>空調設備</u>	<u>1時間</u>	<u>500円</u>	……（略）				<table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>単位時間等</th><th>使用料</th></tr><tr><td>ふれんど平尾体育館</td><td>体育館</td><td>貸切 1時間</td><td>510円</td></tr><tr><td colspan="4">……（略）</td></tr></table>	名称	種類	単位時間等	使用料	ふれんど平尾体育館	体育館	貸切 1時間	510円	……（略）														
名称	種類	単位時間等	使用料																																				
ふれんど平尾体育館	体育館	貸切 1時間	510円																																				
	<u>空調設備</u>	<u>1時間</u>	<u>500円</u>																																				
……（略）																																							
名称	種類	単位時間等	使用料																																				
ふれんど平尾体育館	体育館	貸切 1時間	510円																																				
……（略）																																							
備考 <u>1 空調設備の使用料は空調設備を使用する場合に限り、夜間照明の使用料は夜間照明を使用する場合に限り加算する。</u> 2・3 ……（略）	備考 <u>1 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。</u> 2・3 ……（略）																																						

第33号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画稲城長沼駅東地区地区計画の決定に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

33	令和2年稲城市告示第121号に定める多摩都市計画稲城長沼駅東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「稲城長沼駅東地区地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第2に次のように加える。

33 稲城長沼駅東地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区	沿道地区
(い)	建築してはならない建築物	—	
(う)	建築物の容積率の最高限度	—	
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—	
(お)	敷地面積の最低限度	110平方メートル	100平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	道路、公園、水路及び隣地との境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。） に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積	

		の合計が 5 平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの
(く)	建築物の高さの 最高限度	—
(け)	建築物の高さの 最低限度	—

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

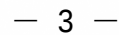
議 案 番 号	第33号	担 当 課	都市建設部まちづくり計画課
件 名	稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、多摩都市計画稲城長沼駅東地区地区計画の決定に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 別表第1（第2条関係） ＊ 稲城長沼駅東地区 建築物に係る制限を受ける地区整備計画区域に、多摩都市計画稲城長沼駅東地区地区整備計画区域を加えます。			
○ 別表第2（第3条―第9条関係） ＊ 稲城長沼駅東地区 稲城長沼駅東地区地区整備計画区域における建築物の敷地及び配置に関する制限について規定します。			
【施行期日】			
この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表

新				旧			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
番号		区域		番号		区域	
……（略）				……（略）			
32		……（略）		32		……（略）	
33		令和 2 年稲城市告示第121号に定める多摩都市計画稲城長沼駅東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「稲城長沼駅東地区地区整備計画区域」という。）					
別表第 2 （第 3 条—第 9 条関係）				別表第 2 （第 3 条—第 9 条関係）			
1 ～32 ……（略）				1 ～32 ……（略）			
33 稲城長沼駅東地区地区整備計画区域							
（あ）	計画地区の区分	低層住宅地区	沿道地区				
（い）	建築してはならない建築物	—					
（う）	建築物の容積率の最高限度	—					
（え）	建築物の建蔽率の最高限度	—					
（お）	敷地面積の最低限度	110平方メートル	100平方メートル				
（か）	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	道路、公園、水路及び隣地との境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。					
（き）	（か）の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 （1）自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの （2）物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。） に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積					

		の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの	
(く)	建築物の高さの最高 限度	—	
(け)	建築物の高さの最低 限度	—	

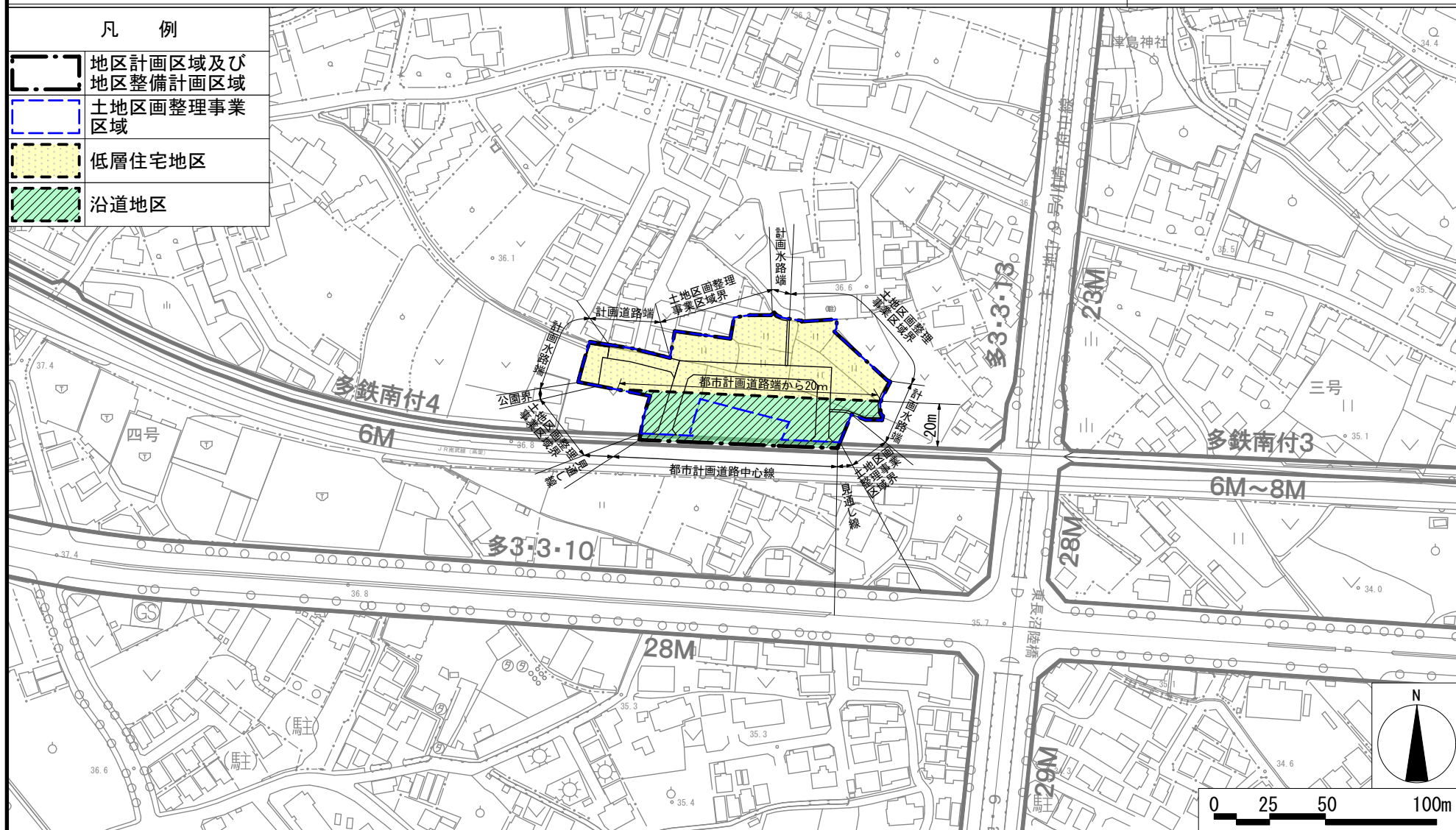
〔稲城市決定〕



多摩都市計画地区計画 稲城長沼駅東地区地区計画

計画図 1

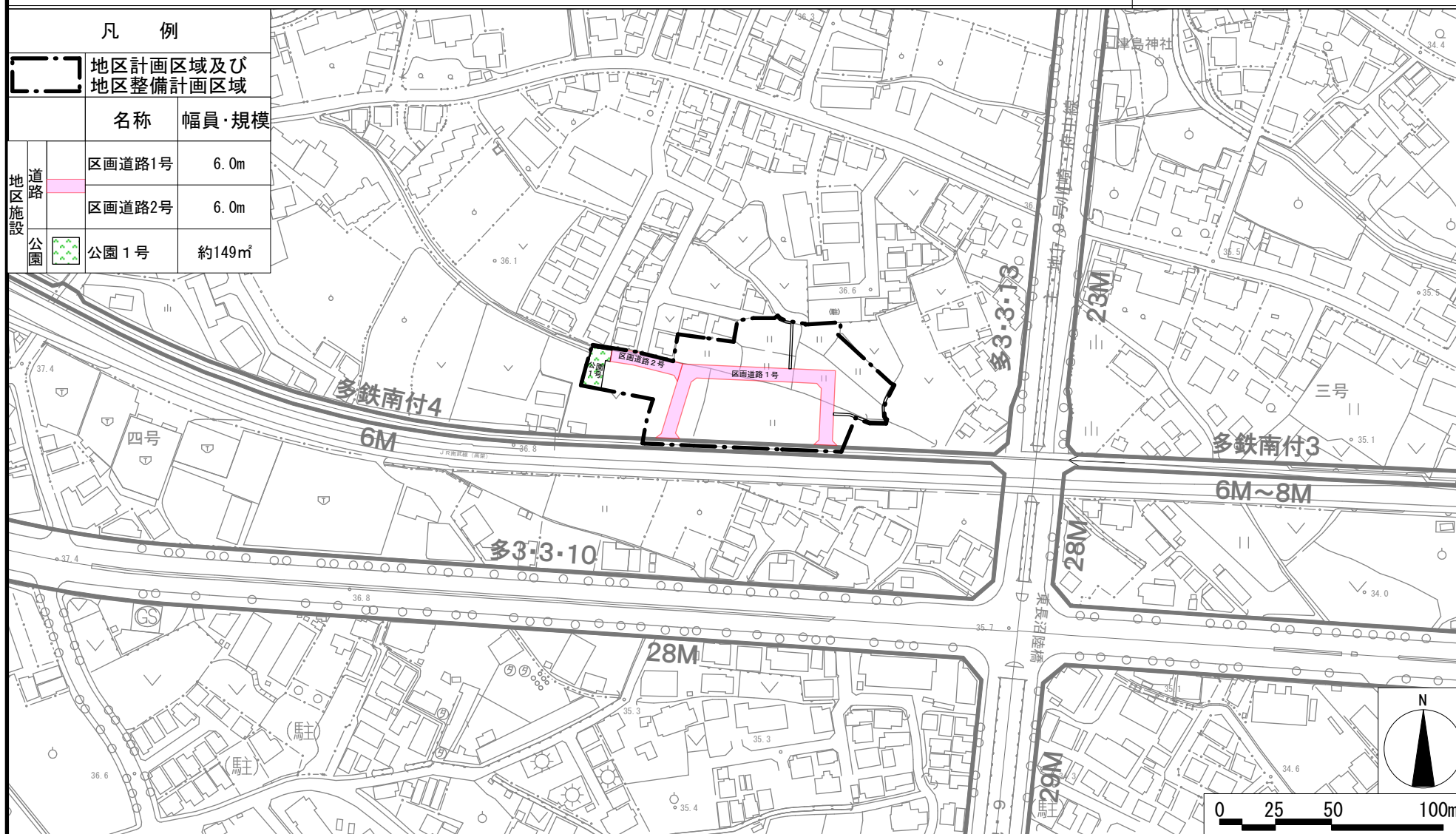
〔稲城市決定〕



多摩都市計画地区計画 稲城長沼駅東地区地区計画

計画図 2

〔稲城市決定〕



以下余白

第34号議案

令和 3 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,552,418千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,222,338	147,495	6,369,833
	2 国庫補助金	701,264	147,495	848,759
20 繰入金		909,282	29,063	938,345
	1 基金繰入金	906,909	29,063	935,972
21 繰越金		300,000	3,880	303,880
	1 繰越金	300,000	3,880	303,880
22 諸収入		1,121,921	8,700	1,130,621
	4 雑入	547,163	8,700	555,863
歳入合計		36,363,280	189,138	36,552,418

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,267,512	32,985	3,300,497
	1 総務管理費	2,535,293	31,246	2,566,539
	2 徴税費	374,390	1,088	375,478
	3 戸籍住民基本台帳費	213,407	651	214,058
3 民生費		16,485,605	136,153	16,621,758
	1 社会福祉費	5,000,486	29,063	5,029,549
	2 児童福祉費	9,279,106	107,090	9,386,196
7 商工費		424,725	20,000	444,725
	1 商工費	424,725	20,000	444,725
歳出合計		36,363,280	189,138	36,552,418

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 16 款 国庫支出金（補正額 147,495 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	701,264	147,495	848,759		
	1 民生費国庫補助金	274,686	113,250	387,936		
					2 児童福祉費補助金	113,250
	6 総務費国庫補助金	242,804	34,245	277,049		
					1 総務管理費補助金	34,245
計		6,222,338	147,495	6,369,833		

（単位：千円）

説 明	
（子育て支援課）	
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）事業費補助金（１０／１０）	
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）事務費補助金（１０／１０）	
（財政課）	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	

第16款 国庫支出金

第 20 款 繰入金（補正額 29,063 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	906,909	29,063	935,972		
	5 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	12,903	29,063	41,966		
					1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	29,063
計		909,282	29,063	938,345		

（単位：千円）

説 明	
（財政課）	
新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	

第20款 繰入金

第 21 款 繰越金（補正額 3,880 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	300,000	3,880	303,880		
	1 繰越金	300,000	3,880	303,880		

（単位：千円）

説 明	

第21款 繰越金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 繰 越 金)				1 繰 越 金	3,880
計		300,000	3,880	303,880		

第 22 款 諸 収 入 (補正額 8,700 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	547,163	8,700	555,863		
	3 雑 入	545,226	8,700	553,926		
					1 雑 入	8,700
計		1,121,921	8,700	1,130,621		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	3,880 3,880
第21款 繰 越 金	

(単位：千円)

説 明	
(総務契約課) (一財) 自治総合センターコミュニティ助成事業助成金	8,700 8,700
第22款 諸 収 入	

歳 出

第 2 款 総 務 費 （補正額 32,985 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,535,293	31,246	2,566,539	18,666	0	0	8,700	3,880
	1 一 般 管 理 費	1,878,632	12,690	1,891,322	110	0	0	8,700	3,880
					0	0	0	8,700	3,880
					110	0	0	0	0
	8 支 所 及 び 出 張 所 費	7,457	1,094	8,551	1,094	0	0	0	0
					544	0	0	0	0
					550	0	0	0	0
	9 電 算 管 理 費	458,310	17,462	475,772	17,462	0	0	0	0

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	110	3 自治会等関係費（総務契約課）12,580
18 負担金補助及び 交 付 金	12,580	18負担金補助及び交付金12,580 自治会集会施設建設費補助金
		4 庁舎維持管理費（財産管理課）110
		11役務費110 通信運搬費110 電話増設費110
10 需 用 費	172	1 平尾出張所経費（平尾出張所）544
1 消 耗 品 費	172	10需用費86 ①消耗品費86 事務用86
11 役 務 費	34	11役務費14 手数料14
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	678	キャッシュレス決済手数料14
17 備 品 購 入 費	210	13使用料及び賃借料339 POSシステム利用料80 POSシステム導入サポート利用料259
		17備品購入費105 事務用105
		2 若葉台出張所経費（若葉台出張所）550
		10需用費86 ①消耗品費86 事務用86
		11役務費20 手数料20 キャッシュレス決済手数料20
		13使用料及び賃借料339 POSシステム利用料80 POSシステム導入サポート利用料259
		17備品購入費105 事務用105

第 2 款 総 務 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	(9 電 算 管 理 費)				17,462	0	0	0	0
2	徴 税 費	374,390	1,088	375,478	1,088	0	0	0	0
	1 税 務 総 務 費	287,502	555	288,057	555	0	0	0	0
					555	0	0	0	0
	2 賦 課 徴 収 費	86,888	533	87,421	533	0	0	0	0
					533	0	0	0	0
3	戸籍住民基本台帳費	213,407	651	214,058	651	0	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	895	1 電算管理運営費（ＩＣＴ推進課）	17,462
1 消 耗 品 費	895	10需用費	895
		①消耗品費	895
12 委 託 料	11,946	○Ａ機器用等	895
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	4,621	12委託料	11,946
		システム開発委託	6,050
		機器等導入設定委託	5,896
		13使用料及び賃借料	4,621
		機器等賃借料	2,329
		ソフトウェア使用料	2,292
10 需 用 費	86	2 一般事務費（課税課）	555
1 消 耗 品 費	86	10需用費	86
		①消耗品費	86
11 役 務 費	25	事務用	86
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	339	11役務費	25
17 備 品 購 入 費	105	手数料	25
		キャッシュレス決済手数料	25
		13使用料及び賃借料	339
		ＰＯＳシステム利用料	80
		ＰＯＳシステム導入サポート利用料	259
		17備品購入費	105
		事務用	105
10 需 用 費	86	1 一般事務費（収納課）	533
1 消 耗 品 費	86	10需用費	86
		①消耗品費	86
11 役 務 費	3	事業用	86
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	339	11役務費	3
17 備 品 購 入 費	105	手数料	3
		キャッシュレス決済手数料	3
		13使用料及び賃借料	339
		ＰＯＳシステム利用料	80
		ＰＯＳシステム導入サポート利用料	259
		17備品購入費	105
		事業用	105

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	213, 407	651	214, 058	651	0	0	0	0
					651	0	0	0	0
計		3, 267, 512	32, 985	3, 300, 497	20, 405	0	0	8, 700	3, 880

節		説明
区 分	金 額	
10需用費	86	2一般事務費（市民課）651
1消耗品費	86	10需用費86 ①消耗品費86 事務用86
11役務費	121	11役務費121 手数料121 キャッシュレス決済手数料121
13使用料及び賃借料	339	13使用料及び賃借料339 POSシステム利用料80 POSシステム導入サポート利用料259
17備品購入費	105	17備品購入費105 事務用105

議案概要説明書

議 案 番 号	第34号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和3年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		36,363,280	
補 正 額		189,138	
補正後の予算総額		36,552,418	
(補正の概要)			
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び感染拡大防止対策（第16弾）として、市役所及び出張所における証明書発行に係る手数料についてキャッシュレス決済を導入することに伴う経費の計上、会議等のペーパーレス化をさらに進めるためにタブレット端末の台数を増やすことに伴う経費の増額、職員間の業務上のコミュニケーションツールとしてビジネスチャットを導入することに伴う使用料の計上、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に伴う国民健康保険事業特別会計繰入金及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の増額、国の令和2年度予備費を活用した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（その他世帯分）に係る経費の計上、売上げが一定以上減少したが国の一時支援金の支給の対象外となる市内事業者に事業継続のための支援金を交付するための交付金の計上等を行うものです。 その他としては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、若葉台蒼の区町会自治会館の建設費の一部を助成するための自治会集会施設建設費補助金の計上等を行うものです。			

第35号議案

令和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,520,037	△54,015	1,466,022
	1 国民健康保険税	1,520,037	△54,015	1,466,022
5 都支出金		5,065,605	24,952	5,090,557
	1 都補助金	5,065,604	24,952	5,090,556
7 繰入金		878,915	29,063	907,978
	1 他会計繰入金	878,914	29,063	907,977
歳入合計		7,479,608	0	7,479,608

歳 出 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		2,442,283	0	2,442,283
	1 医療給付費分	1,615,029	0	1,615,029
歳出合計		7,479,608	0	7,479,608

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 1 款 国民健康保険税（補正額 △54,015 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 民 健 康 保 険 税	1,520,037	△54,015	1,466,022		
	1 一 般 被 保 険 者 国民健康保険税	1,519,977	△54,015	1,465,962		
					1 医 療 給 付 費 分 現 年 課 税 分	△36,964
					2 後 期 高 齢 者 支 援 金分現年課税分	△8,366
					3 介 護 納 付 金 分 現 年 課 税 分	△8,685
計		1,520,037	△54,015	1,466,022		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 一般被保険者医療給付費分保険税 普通徴収分	△36,964 △36,964 △36,964
（保険年金課） 一般被保険者後期高齢者支援金分保険税 普通徴収分	△8,366 △8,366 △8,366
（保険年金課） 一般被保険者介護納付金分保険税 普通徴収分	△8,685 △8,685 △8,685

第1款 国 民 健 康 保 険 税

第 5 款 都 支 出 金（補正額 24,952 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,065,604	24,952	5,090,556		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	4,981,259	24,952	5,006,211		
					2 特 別 交 付 金	24,952
計		5,065,605	24,952	5,090,557		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 特別調整交付金分（市町村分）	24,952 24,952

第5款 都 支 出 金

第 7 款 繰 入 金（補正額 29,063 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	878,914	29,063	907,977		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	878,914	29,063	907,977		

（単位：千円）

説 明	

第7款 繰 入 金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	（ 1 一般会計繰入金）				1 一 般 繰 入 金	29,063
計		878,915	29,063	907,978		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課）	29,063
一般繰入金	29,063
第7款 繰 入 金	

歲 出

第 3 款 国民健康保険事業費納付金 (補正額 0 千円)

(単位：千円)

[illegible]

節		説明
区分	金額	
		1 一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金（保険年金課） 財源振替

第3款 国民健康保険事業費納付金

議案概要説明書

議 案 番 号	第35号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和3年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		7,479,608	
補 正 額		0	
補正後の予算総額		7,479,608	
(補正の概要)			
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に伴う国民健康保険税の減額、都支出金及び繰入金の増額等を行うものです。			

以下余白

第36号議案

町区域等の新設及び変更について

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

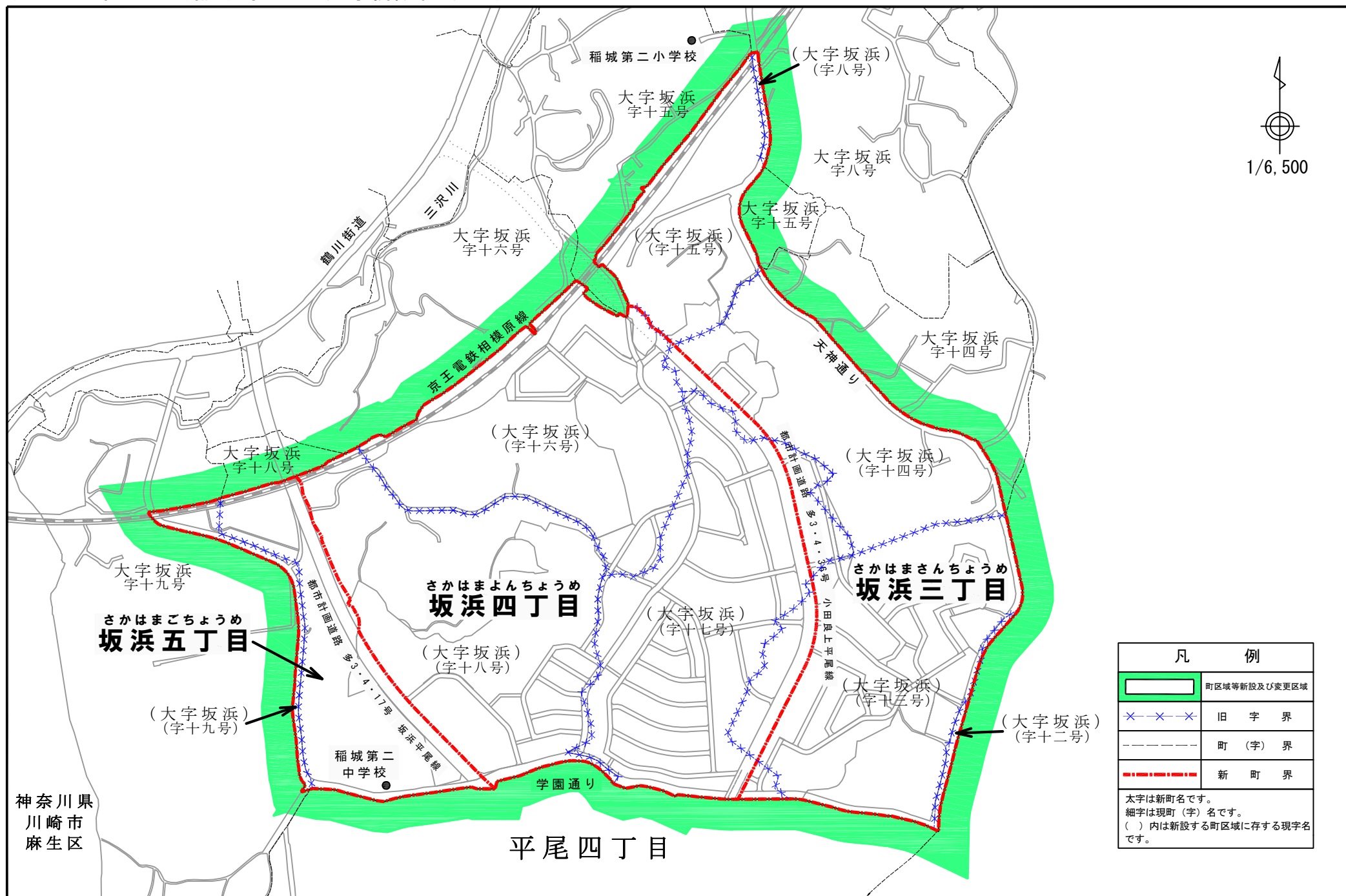
稲城市の区域内の町区域等を新設及び変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本案を提出する。

町区域等の新設及び変更について

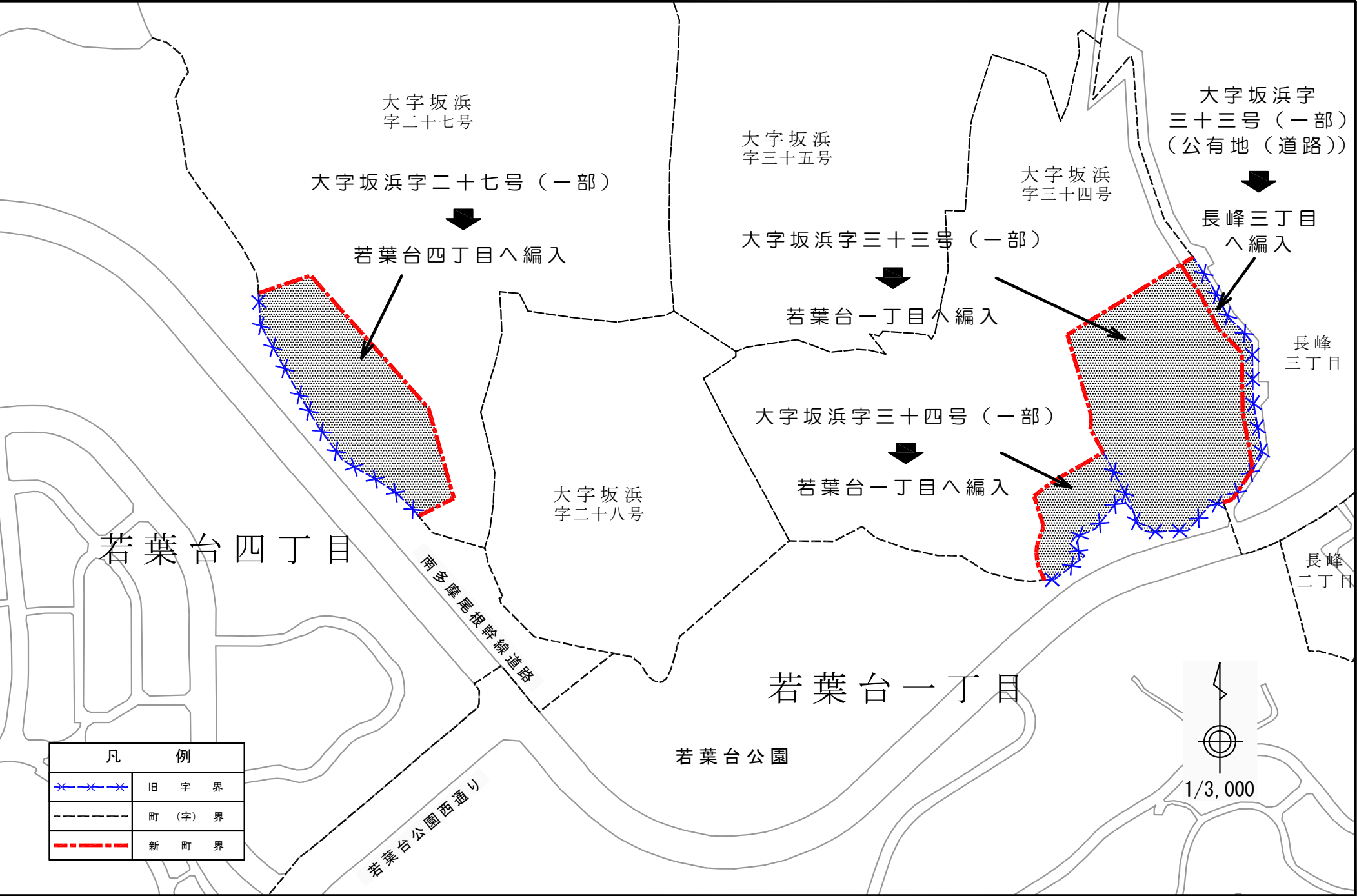
稲城市の区域内の町区域等を、別図のとおり新設及び変更する。

なお、この処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による稲城小田良土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

別図 その1 (稲城市町区域等新設箇所図)



別図 その2（稲城市町区域等変更箇所図）



稲城市町区域等新設調書

(土地の表示は令和３年４月１３日現在による)

次の区域をもって、新たに坂浜三丁目^{さかはまさんちょうめ}を画する。

町 名	地 番			
大字坂浜字八号	６０１番２	６０１番７	６０２番２	６０２番３
	６２４番３	６２４番４		
大字坂浜字十二号	７６８番２から ７６８番４まで	７９２番２から ７９２番６まで	８０４番２	８０４番３
大字坂浜字十三号	８１６番１から ８１６番３１まで	８１８番１	８１８番２	８１８番７
	８１９番１の一部	８１９番２	８１９番３	８１９番４の一部
	８１９番９	８１９番１１	８１９番１３の一部	８１９番１５
	８１９番１６	８２１番の一部	８２２番１から ８２２番５まで	８２３番１から ８２３番３まで
	８２４番１から ８２４番３まで	８２５番	８２６番１	８２６番２
	８２７番１から ８２７番６まで	８２７番９	８２７番１０	８２８番１
	８２８番２	８３９番から ８４１番まで	８４４番１	８４４番３
	８４４番４	８４４番６から ８４４番２４まで	８４９番１の一部	８４９番２
	８５０番１の一部	８５０番２から ８５０番７まで	８５１番１	８５１番２の一部
	８５１番３	８５１番５から ８５１番９まで	８５２番１から ８５２番８まで	８５３番１から ８５３番１０まで
	８５４番３から ８５４番５まで	８５４番７から ８５４番９まで	８５５番２	８５５番３
	８５６番４から ８５６番７まで	８５７番１	８５７番５から ８５７番１５まで	８５８番１から ８５８番７まで
	８６０番１から ８６０番３まで	８６１番１	８６１番２	８６２番１から ８６２番４まで
	８６３番１から ８６３番５まで	８６４番１	８６４番２	８６５番２
大字坂浜字十四号	８６６番１から ８６６番８まで	８６７番	８６８番１	８６８番２
	８６９番１から ８６９番５まで	８７０番１から ８７０番５まで	８７１番１から ８７１番３まで	８７２番１から ８７２番４まで
	８７３番２	８７４番２	８７４番５から ８７４番７まで	８７５番１
	８７５番２	８７６番１から ８７６番５まで	８７６番７から ８７６番１１まで	８７７番１
	８７７番２	８７８番２	８７８番１４	８７８番１５
	８７８番１８	８９８番２	８９８番３	８９９番６

	8 9 9 番 7	9 0 1 番 1 から 9 0 1 番 7 まで	9 0 2 番 2	9 0 2 番 3
	9 0 4 番 4 から 9 0 4 番 6 まで	9 0 6 番 4	9 0 6 番 5	9 0 7 番 5 から 9 0 7 番 7 まで
	9 0 9 番 1 から 9 0 9 番 1 1 まで	9 1 0 番 1 から 9 1 0 番 4 まで	9 1 1 番 1 から 9 1 1 番 3 まで	9 1 2 番 1 から 9 1 2 番 4 まで
	9 1 3 番 1 から 9 1 3 番 5 まで	9 1 4 番	9 1 5 番 1 から 9 1 5 番 8 まで	9 1 6 番 1 から 9 1 6 番 4 まで
	9 1 7 番 1 から 9 1 7 番 3 まで	9 3 2 番 1 から 9 3 2 番 7 まで	9 4 0 番	9 4 5 番 から 9 4 8 番 まで
	9 4 9 番 1 から 9 4 9 番 3 まで	9 5 0 番	9 5 1 番 1 から 9 5 1 番 7 まで	9 5 1 番 9 から 9 5 1 番 1 4 まで
	9 5 2 番 2	9 5 2 番 4	9 5 2 番 5	9 5 5 番 3
	9 5 5 番 4	9 5 6 番 3	9 5 6 番 4	
大字坂浜字十五号	9 6 7 番 2 から 9 6 7 番 4 まで	9 6 8 番 2	9 6 8 番 3	9 6 9 番 1 から 9 6 9 番 7 まで
	9 7 0 番 1 から 9 7 0 番 1 4 まで	9 7 1 番 1 から 9 7 1 番 4 まで	9 7 2 番 2 から 9 7 2 番 5 まで	9 7 2 番 7
	9 7 2 番 8	9 7 3 番 5	9 7 3 番 6	9 9 9 番 1
	9 9 9 番 2	1 0 0 0 番 2	1 0 0 3 番	1 0 0 4 番 1 から 1 0 0 4 番 6 まで
	1 0 0 5 番 1	1 0 0 6 番 3	1 0 0 7 番 2	1 0 0 8 番 2
	1 0 0 8 番 3	1 0 0 9 番 1 から 1 0 0 9 番 6 まで	1 0 1 0 番 1	1 0 1 0 番 3
	1 0 1 1 番 1	1 0 1 1 番 3	1 0 1 2 番 1	1 0 1 2 番 2
	1 0 1 2 番 6	1 0 1 2 番 9	1 0 1 2 番 1 2	1 0 1 2 番 1 3
	1 0 1 2 番 1 5	1 0 1 2 番 1 7	1 0 1 2 番 1 8	1 0 1 3 番
	1 0 1 4 番 1 から 1 0 1 4 番 5 まで	1 0 1 5 番 2	1 0 1 5 番 3	1 0 1 6 番 1 から 1 0 1 6 番 3 まで
	1 0 1 7 番	1 0 1 8 番 1	1 0 1 8 番 3	1 0 1 8 番 4
	1 0 1 9 番	1 0 2 0 番	1 0 2 1 番 1 から 1 0 2 1 番 3 まで	1 0 2 1 番 5
	1 0 2 1 番 6	1 0 2 1 番 8	1 0 2 1 番 1 6	1 0 2 1 番 1 7
	1 0 2 1 番 1 9	1 0 2 5 番 1	1 0 2 8 番 1	1 0 2 8 番 2
	1 0 2 8 番 7	1 0 2 9 番 1	1 0 2 9 番 4	1 0 2 9 番 5
	1 0 3 0 番 3	1 0 3 1 番 1	1 0 3 7 番 3	1 0 3 7 番 4
	1 0 7 4 番 8	1 0 7 5 番 1	1 0 7 5 番 2	1 0 7 5 番 5

	1 0 7 5 番 7	1 0 7 7 番 1	1 0 7 7 番 2	1 0 7 8 番 1
	1 0 7 8 番 2			
大字坂浜字十六号	1 0 8 4 番 1 の一部			
大字坂浜字十七号	1 1 8 6 番 1	1 1 9 3 番 7	1 1 9 3 番 8	1 2 0 2 番 1
	1 2 0 3 番	1 2 0 4 番 1 から 1 2 0 4 番 3 まで	1 2 0 7 番 2	1 2 1 6 番 2
	1 2 1 7 番 1 から 1 2 1 7 番 6 まで	1 2 2 2 番 1	1 2 2 2 番 2	1 2 2 4 番 2 0
	1 2 2 5 番 2 の一部	1 2 2 7 番	1 2 2 9 番 2	1 2 2 9 番 4
	1 2 2 9 番 5	1 2 3 0 番	1 2 3 0 番 2	1 2 3 2 番の一部
	1 2 3 3 番 2	1 2 3 4 番 1	1 2 4 4 番 1	1 2 4 4 番 2
	1 2 4 5 番 1	1 2 4 5 番 2	1 2 4 6 番 1	1 2 4 6 番 2
	1 2 5 4 番 3	1 2 5 5 番 1 8 の一部	1 2 5 5 番 1 9	1 2 5 6 番 5
	1 2 5 8 番 1 の一部	1 2 5 9 番	1 2 6 0 番 2	1 2 6 1 番 3
	1 2 6 1 番 4	1 2 6 4 番 2	1 2 6 7 番 1	1 2 6 7 番 3
	1 2 8 0 番 1 から 1 2 8 0 番 4 まで	1 2 8 1 番 2	1 2 8 2 番	
大字坂浜字十八号	1 3 0 2 番 1 の一部	1 3 0 2 番 2	1 3 1 1 番 1 から 1 3 1 1 番 9 まで	1 3 1 2 番 2
	1 3 3 2 番 2	1 3 4 3 番 2	1 3 4 4 番 5	1 3 7 8 番 3
	1 3 7 8 番 4			
上記の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部				

次の区域をもって、新たに坂浜四丁目^{さかはまよんちょうめ}を画する。

町 名	地 番			
大字坂浜字十三号	8 1 7 番 1	8 1 7 番 3	8 1 7 番 6	8 1 7 番 7
	8 1 9 番 1 の一部	8 1 9 番 4 の一部	8 1 9 番 5 から 8 1 9 番 8 まで	8 1 9 番 1 0
	8 1 9 番 1 2	8 1 9 番 1 3 の一部	8 1 9 番 1 4	8 2 0 番
	8 2 1 番の一部	8 2 9 番	8 3 0 番 1 から 8 3 0 番 3 まで	8 3 1 番 1

	8 3 1 番 2	8 3 2 番 1 から 8 3 2 番 3 まで	8 3 3 番 1 から 8 3 3 番 3 まで	8 3 4 番 1 から 8 3 4 番 3 まで
	8 3 5 番 1	8 3 5 番 2	8 3 6 番 1	8 3 6 番 2
	8 3 7 番	8 3 8 番	8 4 2 番	8 4 3 番
	8 4 5 番から 8 4 8 番まで	8 4 9 番 1 の一部	8 4 9 番 3	8 5 0 番 1 の一部
	8 5 1 番 2 の一部	8 5 1 番 4	8 5 9 番 1 から 8 5 9 番 3 まで	8 6 0 番 4
	8 6 0 番 5	8 6 1 番 3	8 6 1 番 4	8 6 5 番 1
大字坂浜字十四号	9 1 8 番から 9 3 1 番まで	9 3 3 番から 9 3 8 番まで	9 3 9 番 1	9 3 9 番 2
	9 4 1 番 1	9 4 1 番 2	9 4 2 番から 9 4 4 番まで	
大字坂浜字十五号	1 0 1 8 番 2			
大字坂浜字十六号	1 0 7 9 番	1 0 8 0 番 1 から 1 0 8 0 番 1 4 まで	1 0 8 2 番 1	1 0 8 2 番 2
	1 0 8 3 番 2 から 1 0 8 3 番 5 まで	1 0 8 3 番 1 2	1 0 8 3 番 1 3	1 0 8 3 番 1 5
	1 0 8 3 番 2 0	1 0 8 3 番 2 1	1 0 8 3 番 2 7	1 0 8 3 番 2 8
	1 0 8 3 番 3 0	1 0 8 4 番 1 の一部	1 0 8 4 番 2	1 0 8 4 番 4
	1 0 8 4 番 6 から 1 0 8 4 番 9 まで	1 0 8 5 番 1 から 1 0 8 5 番 5 まで	1 0 8 6 番 1	1 0 8 6 番 2
	1 0 8 7 番 1	1 0 8 7 番 3	1 0 8 8 番 5	1 0 8 8 番 9
	1 0 9 8 番 3	1 0 9 9 番 1	1 1 0 5 番 3	1 1 0 5 番 7
	1 1 4 6 番 2	1 1 4 7 番 3	1 1 4 8 番 1	1 1 4 9 番から 1 1 5 1 番まで
	1 1 5 2 番 1	1 1 5 2 番 2	1 1 5 3 番 1	1 1 5 3 番 2
	1 1 5 4 番 1	1 1 5 4 番 2	1 1 5 5 番から 1 1 5 7 番まで	1 1 5 8 番 1
	1 1 5 9 番 1 から 1 1 5 9 番 1 1 まで	1 1 5 9 番 1 3 から 1 1 5 9 番 1 5 まで	1 1 6 0 番から 1 1 6 3 番まで	1 1 6 4 番 1
	1 1 6 5 番 1	1 1 6 5 番 2	1 1 6 6 番	1 1 6 6 番 2
	1 1 6 7 番	1 1 6 8 番 1	1 1 6 8 番 4	1 1 6 8 番 5
	1 1 6 9 番 1	1 1 7 0 番 1	1 1 7 0 番 2	1 1 7 0 番 5
	1 1 7 0 番 6	1 1 7 0 番 1 1	1 1 7 1 番 1	1 1 7 1 番 2
	1 1 7 2 番 1	1 1 7 2 番 2	1 1 7 3 番	1 1 7 4 番

	1 1 7 5 番 1	1 1 7 6 番 1	1 1 7 6 番 2	1 1 7 7 番
	1 1 7 7 番 2	1 1 7 8 番	1 1 7 9 番 1	1 1 7 9 番 2
	1 1 8 0 番 1	1 1 8 0 番 2	1 1 8 1 番から 1 1 8 3 番まで	
大字坂浜字十七号	1 1 8 1 番 2	1 1 8 4 番 1	1 1 8 4 番 2	1 1 8 5 番 1
	1 1 8 6 番 2	1 1 8 7 番 1	1 1 8 7 番 2	1 1 8 8 番 1
	1 1 8 8 番 2	1 1 8 9 番 1	1 1 8 9 番 2	1 1 9 0 番
	1 1 9 0 番 2	1 1 9 0 番 3	1 1 9 1 番 1	1 1 9 1 番 2
	1 1 9 2 番 1 から 1 1 9 2 番 3 まで	1 1 9 3 番 1	1 1 9 3 番 2	1 1 9 3 番 6
	1 1 9 4 番 1	1 1 9 5 番 1	1 1 9 6 番 1	1 1 9 6 番 2
	1 1 9 7 番 1	1 1 9 7 番 2	1 1 9 8 番 1 から 1 1 9 8 番 3 まで	1 1 9 8 番 5
	1 1 9 8 番 7	1 1 9 8 番 9 から 1 1 9 8 番 1 2 まで	1 1 9 9 番から 1 2 0 1 番まで	1 2 0 2 番 2
	1 2 0 4 番 4	1 2 0 5 番	1 2 0 6 番	1 2 0 7 番 1
	1 2 0 8 番から 1 2 1 5 番まで	1 2 1 6 番 1	1 2 1 8 番から 1 2 2 1 番まで	1 2 2 3 番
	1 2 2 4 番 1 から 1 2 2 4 番 3 まで	1 2 2 4 番 8	1 2 2 4 番 9	1 2 2 4 番 1 1 から 1 2 2 4 番 1 6 まで
	1 2 2 4 番 2 1	1 2 2 4 番 2 3	1 2 2 4 番 2 4	1 2 2 4 番 2 6 から 1 2 2 4 番 2 8 まで
	1 2 2 5 番 1	1 2 2 5 番 2 の一部	1 2 2 6 番 1	1 2 2 8 番 1
	1 2 2 9 番 1	1 2 2 9 番 3	1 2 3 0 番 3	1 2 3 1 番 1 から 1 2 3 1 番 3 まで
	1 2 3 2 番の一部	1 2 3 3 番 1	1 2 3 3 番 3 から 1 2 3 3 番 6 まで	1 2 3 4 番 3
	1 2 3 5 番 1 から 1 2 3 5 番 3 まで	1 2 3 5 番 5	1 2 3 6 番から 1 2 4 3 番まで	1 2 4 7 番から 1 2 5 3 番まで
	1 2 5 4 番 1	1 2 5 4 番 2	1 2 5 4 番 4	1 2 5 5 番 1
	1 2 5 5 番 2	1 2 5 5 番 1 8 の一部	1 2 5 5 番 2 0	1 2 5 5 番 2 1
	1 2 5 6 番 1	1 2 5 6 番 6	1 2 5 6 番 7	1 2 5 7 番
	1 2 5 8 番 1 の一部	1 2 5 8 番 2	1 2 6 0 番	1 2 6 1 番 1
	1 2 6 2 番 1	1 2 6 3 番 1	1 2 6 4 番 1	1 2 6 5 番 1
	1 2 6 6 番 1	1 2 6 6 番 2	1 2 6 8 番 1	1 2 6 9 番

	1 2 6 9 番 2	1 2 7 0 番 1	1 2 7 0 番 2	1 2 7 1 番 1
	1 2 7 1 番 3	1 2 7 2 番 1	1 2 7 3 番 1	1 2 7 3 番 2
	1 2 7 4 番	1 2 7 5 番	1 2 7 6 番 1 のイ	1 2 7 6 番 1 のロ
	1 2 7 6 番 2	1 2 7 7 番 1	1 2 7 8 番 1	1 2 7 8 番 2
	1 2 7 9 番 1	1 2 7 9 番 2	1 2 7 9 番 5	1 2 7 9 番 7
	1 2 8 1 番 1	1 2 8 1 番 3	1 2 8 1 番 4	1 2 8 3 番 1
	1 2 8 3 番 2	1 2 8 3 番 8	1 2 8 3 番 1 0	1 2 8 3 番 1 1
	1 2 8 4 番 1	1 2 8 5 番から 1 2 8 7 番まで	1 2 8 8 番 1	1 2 8 8 番 3
	1 2 8 9 番 1			
大字坂浜字十八号	1 2 9 0 番 1	1 2 9 1 番 1	1 2 9 1 番 2	1 2 9 2 番 1
	1 2 9 2 番 2	1 2 9 3 番から 1 2 9 5 番まで	1 2 9 6 番 1 から 1 2 9 6 番 4 まで	1 2 9 7 番 1
	1 2 9 7 番 2	1 2 9 8 番 1 から 1 2 9 8 番 3 まで	1 2 9 9 番 1 から 1 2 9 9 番 3 まで	1 2 9 9 番 6
	1 2 9 9 番 7	1 3 0 2 番 1 の一部	1 3 0 2 番 3	1 3 0 2 番 4
	1 3 0 3 番	1 3 0 4 番	1 3 0 5 番 1 から 1 3 0 5 番 7 まで	1 3 0 6 番 1 から 1 3 0 6 番 5 まで
	1 3 0 7 番	1 3 0 8 番	1 3 0 9 番 1 から 1 3 0 9 番 3 まで	1 3 0 9 番 5 から 1 3 0 9 番 7 まで
	1 3 1 0 番 1 から 1 3 1 0 番 3 まで	1 3 1 2 番 1	1 3 1 3 番	1 3 1 4 番
	1 3 1 6 番 1	1 3 1 6 番 2	1 3 1 8 番から 1 3 2 2 番まで	1 3 2 5 番 1
	1 3 2 5 番 2	1 3 2 6 番 1	1 3 2 6 番 2	1 3 3 0 番
	1 3 3 1 番	1 3 3 2 番 1	1 3 3 3 番 4	1 3 3 3 番 1 2
	1 3 3 3 番 1 3	1 3 4 4 番 3	1 3 4 4 番 4	1 3 4 4 番 7
	1 3 4 4 番 8	1 3 4 5 番から 1 3 5 4 番まで	1 3 5 5 番 2 から 1 3 5 5 番 4 まで	1 3 5 6 番
	1 3 5 7 番 1	1 3 5 8 番	1 3 5 9 番 1	1 3 6 0 番 1
	1 3 6 1 番 1	1 3 6 2 番 1	1 3 6 3 番 1	1 3 6 4 番 1
上記の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部				

次の区域をもって、新たに坂浜五丁目^{さかはまごちようめ}を画する。

町 名	地 番			
大字坂浜字十七号	1 2 2 4 番 2 2	1 2 2 8 番 2	1 2 7 9 番 6	
大字坂浜字十八号	1 3 3 3 番 1 から 1 3 3 3 番 3 まで	1 3 3 3 番 5 から 1 3 3 3 番 1 1 まで	1 3 4 4 番 6	1 3 5 7 番 2
	1 3 5 9 番 2	1 3 6 0 番 2	1 3 6 1 番 2	1 3 6 2 番 2
	1 3 6 3 番 2	1 3 6 4 番 2	1 3 6 5 番 1	1 3 6 5 番 2
	1 3 6 6 番 1 から 1 3 6 6 番 3 まで	1 3 6 6 番 5	1 3 6 6 番 9 から 1 3 6 6 番 1 6 まで	1 3 6 6 番 2 0
	1 3 6 7 番 1	1 3 6 7 番 2	1 3 6 8 番 1	1 3 6 8 番 2
	1 3 6 9 番 2	1 3 7 0 番	1 3 7 1 番 3	1 3 7 1 番 4
	1 3 7 2 番 1	1 3 7 7 番	1 3 8 1 番 1 から 1 3 8 1 番 3 まで	
大字坂浜字十九号	1 3 8 2 番 4	1 3 8 2 番 5	1 4 1 8 番 4	1 4 4 1 番 9
	1 4 4 1 番 1 1	1 4 4 4 番 1 から 1 4 4 4 番 3 まで	1 4 4 4 番 1 2	1 4 4 4 番 1 4
	1 4 4 4 番 1 6 から 1 4 4 4 番 1 8 まで	1 4 4 5 番 2	1 4 4 5 番 3	1 4 4 6 番 5
	1 4 4 6 番 6	1 4 4 6 番 8	1 4 4 6 番 1 1	1 4 4 6 番 1 2
	1 4 4 6 番 1 5	1 4 4 7 番 2	1 4 4 7 番 3	1 4 4 7 番 7
	1 4 4 7 番 8	1 4 6 9 番 6	1 4 6 9 番 7	1 4 6 9 番 1 5
上記の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部				

次の区域を若葉台一丁目に編入する。

町名	地番			
大字坂浜字三十三号	2 5 4 3 番			
大字坂浜字三十四号	2 6 1 0 番	2 6 1 0 番 3	2 6 1 1 番 1 から 2 6 1 1 番 1 1 まで	2 6 1 2 番 2 から 2 6 1 2 番 5 まで
	2 6 1 5 番			
上記の区域に隣接介在する道路である公有地の全部				

次の区域を若葉台四丁目に編入する。

町名	地番			
大字坂浜字二十七号	1 9 5 1 番 1	1 9 5 1 番 4 から 1 9 5 1 番 6 まで	1 9 5 2 番 2	1 9 5 2 番 3
	1 9 5 3 番 2	1 9 5 4 番 3	1 9 5 4 番 4	

次の区域を長峰三丁目に編入する。

大字坂浜字三十三号 2 5 4 3 番に隣接する道路である公有地の全部

議案概要説明書

議 案 番 号	第36号	担 当 課	都市建設部まちづくり再生課
件 名	町区域等の新設及び変更について		

【概 要】

本案は、坂浜地区の住所整理事業の一環として、令和4年度の稲城小田良土地区画整理事業の換地処分に併せて実施する町界町名地番整理において、坂浜三丁目、坂浜四丁目及び坂浜五丁目を新設し、並びに坂浜地区の一部を若葉台地区及び長峰地区に編入する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、坂浜地区の住所整理については、地域住民で構成する住所整理地区市民検討会において町区域、町名等の検討がなされ、その後、稲城市住所整理審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、坂浜地区住所整理計画図のとおり進める方針としています。

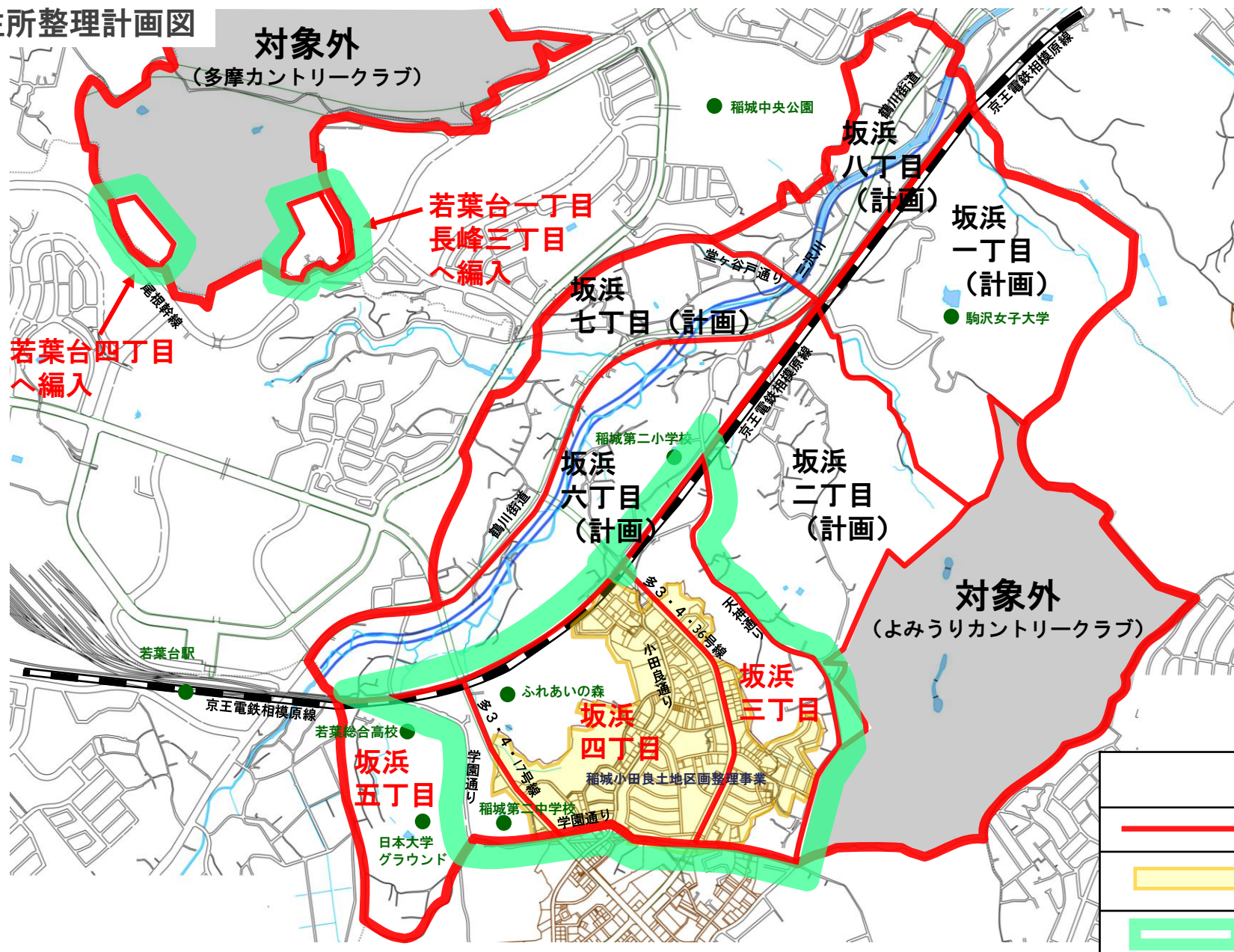
【対象区域】

町名	新設又は編入	備考
大字坂浜字八号の一部、字十二号の一部、字十三号の一部、字十四号の一部、字十五号の一部、字十六号の一部、字十七号の一部及び字十八号の一部	坂浜三丁目を新設する。	稲城小田良土地区画整理事業区域を含む。
大字坂浜字十三号の一部、字十四号の一部、字十五号の一部、字十六号の一部、字十七号の一部及び字十八号の一部	坂浜四丁目を新設する。	
大字坂浜字十七号の一部、字十八号の一部及び字十九号の一部	坂浜五丁目を新設する。	
大字坂浜字三十三号の一部及び字三十四号の一部	若葉台一丁目に編入する。	
大字坂浜字二十七号の一部	若葉台四丁目に編入する。	
大字坂浜字三十三号の一部	長峰三丁目に編入する。	道路

【施行期日】

この処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、稲城小田良土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生じます。

坂浜地区住所整理計画図



凡 例	
	町界
	稲城小田良 土地区画整理事業区域
	議決対象区域



